

立入検査について

【目的】

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的に実施。

【検査対象】※厚生労働省水道課

- ・ 厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業
- ・ 国が設置する専用水道
- ・ 水道管理業務受託者
- ・ 水道施設運営権者

【確認項目】

需用者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等について確認。

<具体的には>

- ① 資格等に関する事 (水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況 等)
- ② 認可等に関する事 (認可や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況 等)
- ③ 水道施設管理に関する事 (施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況 等)
- ④ 衛生管理に関する事 (健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況 等)
- ⑤ 水質検査に関する事 (水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 等)
- ⑥ 水質管理に関する事 (水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況 等)
- ⑦ 危機管理対策に関する事 (自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況 等)
- ⑧ 情報提供等に関する事 (情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況 等)
- ⑨ 資源・環境に関する事 (水質汚濁防止法の遵守等、環境保全対策の実施状況 等)
- ⑩ その他

立入検査の実施状況について

近年の立入検査実施状況

年度	立入検査事業数				指摘件数(延べ)	
	上水	用供	水道管理 業務受託者	計	文書	口頭
H27	38	14	-	52	53	131
H28	41	7	-	48	72	192
H29	39	5	7	51	99	190
H30	40	2	1	43	101	212
R 1	22	7	5	34	49	105

令和元年度 指摘件数の内訳



令和元年度 指摘内訳	文書	口頭
① 資格等に関すること	3	3
② 認可等に関すること	6	19
③ 水道施設管理に関すること	10	29
④ 衛生管理に関すること	2	0
⑤ 水質検査に関すること	20	3
⑥ 水質管理に関すること	0	8
⑦ 危機管理対策に関すること	0	42
⑧ 情報提供等に関すること	8	1
⑨ 資源・環境に関すること	0	0
⑩ その他	0	0

令和元年度 主な文書指摘事例

① 資格等に関すること

- ◎ 水道技術管理者が、水に注入される薬品について、納入時における薬品基準への適合性を確認していなかった。
- ◎ 布設工事監督者としての指名がなされていなかった。

② 認可等に関すること

- ◎ 配水池の防水工事を実施したにもかかわらず、届け出ていなかった。
- ◎ 浄水場膜ろ過設備設置工事に伴う給水開始前の水質検査において、適切な場所での採水を実施していなかった。

③ 水道施設管理に関すること

- ◎ 土木構造物や管路等について、点検頻度等を定めた上で適切な時期に点検を行っていなかった。

④ 衛生管理に関すること

- ◎ 定期の健康診断において、腸チフス及びパラチフス菌の病原体検索が行われていなかった。

⑤ 水質検査に関すること

- ◎ 検査の委託契約書に、水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。
- ◎ 水質検査の結果の根拠となる書類等による確認をしていなかった。
- ◎ 水質検査の検査施設への立入検査等、水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査を実施していなかった。

⑧ 情報提供等に関すること

- ◎ 水質検査計画について、水道の需用者に対する情報提供が、事業年度の開始前に行われていなかった。
- ◎ 水道の需要者に対して情報提供しなければならない事項について、情報提供していなかった。